

光市いじめ防止基本方針

平成26年6月

光 市

光市教育委員会

(最終改訂 令和7年6月)

目 次

○ はじめに	1
1 基本的な方針	2
(1) いじめに対する基本的な認識	2
(2) いじめの定義	3
(3) いじめの態様	3
(4) いじめの理解	4
(5) いじめの未然防止	4
(6) いじめの早期発見	4
(7) いじめの早期対応	5
2 教育委員会が実施すべき基本的な取組	6
(1) 「光市いじめ問題対策協議会」の設置	6
(2) 「光市いじめ問題調査委員会」の設置	6
(3) 実施すべき具体的な施策	7
(4) その他	9
3 学校が実施すべき基本的な取組	10
(1) 組織的な指導体制の確立	10
(2) 生徒指導体制の充実	11
(3) 未然防止に向けて	13
(4) 早期発見に向けて	20
(5) 早期対応に向けて	25
(6) いじめの解消に向けて	31
(7) 家庭や地域との連携・協働	32
(8) 関係機関との連携・協働	34
4 重大事態への対応	35
(1) 重大事態の判断と報告	35
(2) 重大事態の調査	35
(3) 再調査	37
(4) 留意すべき事項	37
5 その他の重要事項	39

はじめに

「いじめ」は、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害するのみならず、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、さらには生命又は身体に対する重大な危険を生じさせるおそれがある、極めて深刻な人権問題である。

いじめが背景にあるとされる様々な事案等が報道され、いじめ問題が社会全体の重要な課題として顕在化する中、国においては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。また、山口県においても、これまでの取組を踏まえ、「山口県いじめ防止基本方針」を策定し、総合的かつ効果的ないじめ対策の推進が図られてきたところである。

こうした中、本市では、いじめは人として決して許されない行為であり、解決に向けたさらなる取組が必要であることから、平成29年に改定された「光市人権施策推進指針」の基本理念を尊重するとともに、国や県の基本方針及び令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参酌しながら、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的、効果的かつ積極的に推進するため、「光市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を改定した。

今、改めて、地域社会全体の協働の中で、子どもたちの日常生活の各場面における冷やかし、からかい、悪ふざけなど、深刻な問題に発展しやすい言動に対し、できるだけ早い段階で相互に向き合い、相手の気持ちを考えながら乗り越えていく経験を心身の成長の過程に応じて根気強く積み重ねていく取組が必要になっている。

とりわけ、学校においては「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、いじめに対し全教職員が一丸となり、迅速かつ的確に、そして組織的に児童生徒一人ひとりを大切にするきめ細かな教育を進めていくことが大切である。さらに、家庭や地域においても、子どもたちの人間関係における僅かな変化を見逃さず、早期に適切な対応を行うなど、地域社会総がかりで取り組む必要がある。そして、万一、いじめが背景にあると疑われる「重大事態」が発生した場合には、学校や教育委員会をはじめとする関係者は真摯に事実に向き合い、「市の基本方針」に基づいた具体的な措置を講じなければならない。

本市では、子どもの尊厳を保持し、いじめの未然防止、早期発見及び迅速かつ的確な対応を図り、「連携と協働で育む光の教育」の理念の実現に向け、学校、家庭、地域、関係機関等が一体となって、いじめ問題の克服に市全体で取り組む。このような認識に立ち、本市は、法第12条の規定に基づき、「市の基本方針」を策定し、いじめ防止等のための対策をさらに推進していく。

1 基本的な方針

いじめ問題については、子どもたちを加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。とりわけ、学校教育においては、本市の教育目標に示す「夢と希望にあふれ 未来に輝く「光っ子」の育成」を図るため、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境の実現が重要になる。このため、学校と教育委員会は、その責務を自覚し、家庭、地域、関係機関等と連携・協働して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応など、いじめ根絶に向けた継続的な取組を加速させていく必要がある。

(1) いじめに対する基本的な認識

いじめ未然防止等の対策は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることをめざして進めることが重要である。

その際、すべての児童生徒をいじめに向かわせない取組とともに、いじめを認識しながら放置されることがあってはならないこと、また、いじめは、それを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることなどについて、児童生徒が十分に理解できるように留意する必要がある。

さらに、取組にあたっては、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関等の連携と協働により、いじめ問題を克服することをめざして行われなければならない。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然と対応し、粘り強く指導する。
- ④ 家庭との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める。

(2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(いじめ防止対策推進法)

※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえたうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を進めることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にもどの学校にも起こりうるものであるが、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している場合が多い。たとえ、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。

国立教育政策研究所のいじめ追跡調査の結果では、「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験をまったくもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験をまったくもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように留意することが必要である。

(5) いじめの未然防止

学校と教育委員会は、人権尊重の精神に基づく教育活動を重視するとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自らが行動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳科や特別活動を通して、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。
- ③ 学校生活等の悩みの解消を図るため、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 教職員の言動がいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。
- ⑥ 教職員研修の充実やいじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底等に努める。
- ⑦ 地域や関係機関等と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(6) いじめの早期発見

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校、家庭、地域が連携を密にし、全力で実態把握に努める。

- ① 児童生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、個別面談等）
- ② 児童生徒の行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）
- ③ 家庭と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- ④ 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

(7) いじめの早期対応

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解決・解消をめざす。

- ① いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、児童生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめを行う児童生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、家庭と継続的な連絡、支援、指導・助言を行う。
- ⑦ 積極的に、関係者間の連携を図り、情報の共有と公開を進める。

2 教育委員会が実施すべき基本的な取組

教育委員会は、「市の基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的に講じて、各種の取組を推進する。

具体的には、以下の内容について、いじめ防止等のための取組を推進する。

- ・ 教職員研修の充実による教職員の資質能力の向上
- ・ 家庭等を対象にした啓発
- ・ インターネット上のいじめ防止に向けた調査研究、子どもや保護者への啓発
- ・ いじめ防止等のために必要な事項の検証、いじめ防止等のための調査研究
- ・ いじめに係る相談機関等の広報啓発
- ・ 子どもの健全育成に関わる関係機関・団体との連携強化
- ・ 学校、家庭、地域の連携・協働による地域ぐるみで取組む体制の構築

なお、いじめに係る相談や情報提供を受けた者は、その際に取得した個人情報の漏洩の防止、その他の当該個人情報の適正な取り扱いに十分に留意する。

（１）「光市いじめ問題対策協議会」の設置

市は、法第１４条第１項の趣旨を踏まえ、「光市いじめ問題対策協議会」を設置する。

この対策協議会の委員は、学校、教育委員会、臨床心理士、社会福祉士、児童相談所、市福祉部局関係課等で構成する。

対策協議会は、以下の事項について協議を行う。

- ① いじめ等の問題の実態把握と、その根絶のための方策に関すること
- ② 小中学校等の取組についての協議、情報交換に関すること
- ③ 啓発事業、その他の必要な事項に関すること

（２）「光市いじめ問題調査委員会」の設置

教育委員会は、法第１４条第３項の趣旨を踏まえ、「光市いじめ問題対策協議会」との連携の下、本方針に基づくいじめの防止等のための対策が実効的に行われるよう「いじめ問題調査委員会」を設置する。

この調査委員会の委員は、専門的な知識や経験を有する学識経験者、弁護士、医師、法務局、警察等で構成し、公平性と中立性が確保されるように努める。

当委員会は、法第２８条に規定する重大事態の事実関係を明確にする必要がある場合の調査組織とする。

(3) 実施すべき具体的な施策

ア いじめの未然防止に向けて

- ① いじめ防止等の対策が実効的に推進されるよう、情報の共有や提供、取組に対する必要な指導助言・支援等に努める。
- ② いじめ防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関・団体間の連携の強化など、必要な体制を整備する。
- ③ いじめ防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめ防止を含む教育相談に応じる者の確保や、いじめ問題への対処に関し、指導助言を行うために学校の求めに応じて派遣する者の確保等、必要な措置を講ずる。
- ④ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育や体験活動などの充実に向けた取組を推進する。
- ⑤ 学校生活の中で、自己存在感や自己肯定感を育むことができるよう、児童生徒間、児童生徒と教職員間の共感的な人間関係の醸成をめざす取組を推進する。
- ⑥ いじめ防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援や、児童生徒とその保護者、教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発に努める。
- ⑦ いじめを早期に発見するため、学校における児童生徒に対する定期的な調査など、必要な措置を講ずる。
- ⑧ 児童生徒とその保護者、教職員がいじめに係る相談ができる体制の充実を図る。
- ⑨ 教職員がいじめ問題に適切に対応できるよう、問題行動等対応マニュアルの活用促進を図るとともに、山口県教育委員会等と連携し、教職員研修の充実を努める。また、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等の心理や福祉の専門家と連携し、教職員のカウンセリング能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討などの校内研修の推進を図る。
- ⑩ 児童生徒が正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応していけるよう、情報モラル教育のさらなる充実に向けた取組を推進する。
また、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して必要な啓発活動等を実施する。
- ⑪ 毎年10月の「いじめ防止・根絶強調月間」において、学校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価に努めるとともに、児童会・生徒会等による主体的な活動の充実を図る。

イ いじめの早期発見に向けて

- ① 青少年センター相談電話「ヤングテレフォンひかり」、光市福祉保健部 こども家庭センターきゅっと、その他各種の相談窓口の周知を図る。
- ② いじめ防止や早期発見のための方策とともに、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導とその保護者に対する助言のあり方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応のあり方等の必要な対策を講ずる。

- ③ 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実に努める。
定期的なアンケート（週1アンケートと月単位、学期単位でのアンケート等）や個人面談等により、学校が把握したいじめに関する情報について報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態の把握を図る。
- ④ 学校と家庭、地域等が組織的に連携・協働する体制を構築する。
より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体等と組織的に連携・協働する体制を整備する。

ウ いじめの早期対応に向けて

- ① 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援を行う。また、必要な措置を講ずることを指示するとともに、必要に応じて当該報告に係る事案について自ら調査を行う。
- ② 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- ③ いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導・支援するために必要な措置を講ずる。また、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者や地域の協力、関係機関や専門家との連携のもとで取り組むよう指導・助言する。
- ④ いじめの中には、児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがあり、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。この場合は、学校の適切な指導・支援や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図るよう指導・助言する。
- ⑤ SCや心療カウンセラーの派遣等による教育相談体制の充実に努めるとともに、SSWを派遣し、問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決に努める。
- ⑥ 教育相談に係る研修の充実に努め、教職員の教育相談技能の向上を図る。
教育相談担当教員、特別支援教育担当教員、生徒指導担当教員、人権教育担当教員、道徳教育担当教員等への専門性を高める研修の機会を講ずる。
- ⑦ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援とその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校間相互の連携協力の体制を整備する。
- ⑧ 児童生徒とその保護者、教職員等がいじめに係る相談を行うことができるよう、本市の相談体制の確立を図る。

(4) その他

- ① 学校が取り組む学校評価や教職員評価において、いじめ問題を取り扱うに場合は、その目的を踏まえて、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、必要な指導・助言を行う。
- ② 教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など、学校マネジメントを担う体制整備の充実に向けた学校運営の改善を支援する。
- ③ コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会等の活用により、いじめ問題など、学校が抱える課題を家庭や地域と共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

3 学校が実施すべき基本的な取組

学校は、「学校の基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的に講じて、各種の取組を推進する。

(1) 組織的な指導体制の確立

ア 組織的な指導体制

いじめ対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、法第22条に規定する「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、情報を共有しながら、組織的に対応することが必要になる。平素から、この対応のあり方等について、すべての教職員で共通理解を図っておかなければならない。

また、いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を確立する。

さらに、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察などの外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待できる。

そして、「学校の基本方針」に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実施にあたっては、児童生徒の代表や家庭、地域などの参加を図る。

イ 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、いじめ問題に特化した研修を年に一回以上実施するとともに、少なくとも年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する研修を行うなど、年間計画に位置づけた校内研修を進める。

ウ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

エ 学校評価と教職員評価

学校評価において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）を評価項目に位置づけ、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが必要である。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されることが重要であることから、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標の設定、また、目標に対する具体的な取組状況や達成状況の評価、さらに、評価結果を踏まえた改善に努める。

教職員評価において、いじめの問題を取り扱う場合も、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価することが大切である。この際にも、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじ

めが発生した際の問題の公表、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等についての評価になるよう留意する。

オ 家庭や地域との連携

「学校の基本方針」等について、家庭や地域等の理解を得ることで、家庭や地域等に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなどして、家庭や地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域等が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(2) 生徒指導体制の充実

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、積極的・開発的な生徒指導の推進が求められる。そのため、日常から教職員間で児童生徒について自由に話し合えるような人間関係づくりに努め、全教職員が連携・協働して指導を行う。また、いじめの未然防止から対応に至るまで効果的に機能する指導体制（組織）の構築を図る。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

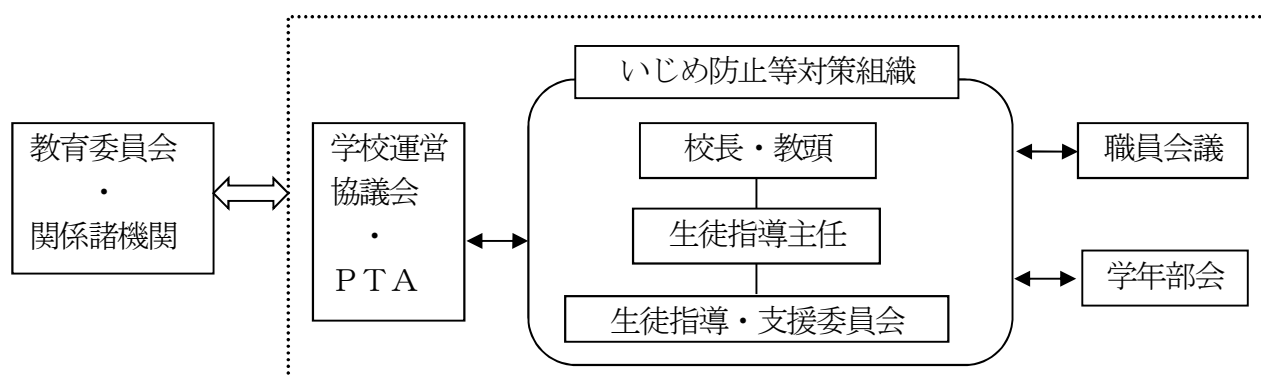
3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

学級担任だけでなく、生徒指導主任、学年主任、教務主任、保健主任はもとより、教育相談担当教員、人権教育担当教員、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校事務職員など、すべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全般の様子をきめ細かく把握するよう努める。

その際、日常的に活動できる確立された校内指導体制（組織）のもとで、全教職員からの情報収集と全教職員への児童生徒の実態把握のための資料提供が大切になる。また、生徒指導に関する観察・記録の継続も重要である。

指導体制（例）



ア 教職員の資質能力の向上

- (ア) 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- (イ) 教職員自らが人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ 生徒指導・支援委員会等の見直し（積極的な生徒指導の推進のために）

運営上のチェックポイント
☐ 定期的に（週1回程度）行われているか。
☐ 各分掌・各学年と連携した生徒指導が進められているか。
☐ 話し合われたことが、全教職員に報告され、理解されているか。
☐ 問題行動の報告・対応に終始せず、組織的な取組が実施されているか。

ウ 教育相談体制の確立

すべての児童生徒の能力を最大限に引き出すためには、積極的・開発的な支援・援助の機能を重視することが大切であり、児童生徒が安心して相談できる体制を整備する。

エ 児童生徒の行動観察

給食、遊び、清掃活動、部活動等、児童生徒とのふれあいの機会を大切にし、児童生徒同士、児童生徒と教職員間の信頼関係の醸成に努めるとともに、日常の児童生徒の行動をきめ細かく観察する。

オ 児童生徒の心の理解

日記、アンケート、相談カード等を通して、児童生徒の心の理解に努める。

カ 家庭・地域との連携・協働

家庭や地域と一体になった学校運営をめざすとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の推進による開かれた学校づくりに努める。

（３）未然防止に向けて

ア 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという視点から、児童生徒一人ひとりが大切にされる集団づくりと、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に向け、すべての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本は、児童生徒が友達や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを進めていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合う人間関係・学校風土を児童生徒自らが創ろうとする意欲が高まる。

そのためにも、児童生徒が関わるすべての人間関係を見直し、学校経営をはじめ、学級経営、授業経営において、信頼関係を基盤とした教育活動が展開できるよう努めなければならない。

また、未然防止に向け、日常の児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切になる。

イ 未然防止のための措置

（ア）いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒に対し、全校集会や学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していくよう努める。児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段としては、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示することなども考えられる。

（イ）いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動する力など、児童生徒が周囲と円滑にコミュニケーションを図ることができる能力を育てることも大切になる。

(ウ) いじめが生まれる背景と指導上の留意点

いじめの加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたいわかる授業づくりを進めること、学級や学年、部活動等の人間関係を把握したうえで一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めることなどに努める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

そして、教職員の不適切な認識や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認することにはほかならず、被害児童生徒を孤立させ、いじめの深刻化につながる。関係児童生徒に障害（発達障害を含む）がある場合は、一人ひとりの行動特性等十分に理解したうえで指導に当たることが重要である。

(エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を押さえることができるようにするためには、すべての児童生徒が、自分が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、一人ひとりが活躍でき、他の役に立っていると感じることを提供し、児童生徒の自己有用感を高めるように努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域などにも協力を求めていくことで、多くの大人からも認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高めるため、困難な状況を乗り越える体験の機会などを積極的に設けることも大切になる。

さらに、社会性や自己有用感、自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種や同校種間で適切に連携して取り組むことや家庭、地域と一体になった体制づくりが重要になる。これは、多面的に児童生徒を見守ることができるだけでなく、児童生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることにつながる。

(オ) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いつけることは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばなければならない。また、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的苦痛になることなども学ばなければならない。

その際、児童会・生徒会がいじめ防止に取り組むことも大切であるが、熱心さのあまり教職員主導で児童生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。すべての児童生徒がその意義を理解し、

主体的に参加できる活動になるよう配慮するとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心掛ける。

ウ 教育活動におけるいじめ未然防止の内容

教育活動のすべての場面において、児童生徒に個や集団のあり方や豊かに生きるとはということなのかについて考えさせながら、また、さまざまな体験活動を通して魅力を感じることができる楽しい学校の創造をめざす。

(ア) 教科

○ 授業に対する教員の構え

学校生活の中心は教科の学習であり、その授業から受ける影響は計り知れない。指導方法はもちろんのこと、教員の構えや姿勢、人権感覚が問われる場でもある。例えば、授業中に失敗した友達を茶化したり、また、それを助長したりするような場面があれば、見逃さずに指導を行わなければならない。児童生徒と教員の信頼関係なくして教育効果を高めることは期待できない。

○ お互いに認め合ったり支え合ったりする授業の雰囲気づくり

授業を組み立てる中で、常に児童生徒の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業展開を心掛ける。そのことによって、児童生徒は安心して自分の考えや意見を出せる。また、主体的に授業にかかわっていくことにつながる。さらに、内容によっては、グループなどで助け合わなければならない場面を設定し、その中で、一人ではできないことも、みんなで協力すればできるという体験を積み重ねるように工夫する。認め合ったり、支え合ったりすることができる授業の雰囲気づくりが大切である。

(イ) 特別の教科 道徳

○ 人権意識を高め、人権感覚を磨く場

道徳科の授業では、「公正・公平（差別や偏見）」、「思いやり」、「生命の尊重」、「権利と義務」、「畏敬の念」などの主題で「いじめ問題」を扱うことができるが、いずれの場合においても児童生徒の心を揺さぶる授業展開の工夫を図る。授業では資料の中にとどまることなく、自分自身の生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」、「いじめを許さない」、「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成できるよう支援する。また、いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深くかかわっており、人権意識を高めたり、人権感覚を磨いたりする絶好の場でもあることを大切にする。

○ 「いじめ」にかかわる資料

道徳科の授業で「いじめ」にかかわる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶようにする。その際、児童生徒は、「いじめ」の内容によっては、深刻にとらえない場合もあることを注意したい。また、「いじめ」というと、自殺を連想する児童生徒もいることが予想されるので、「生命の尊重」の観点から、十分な配慮のうえでの指導が必要になる。

(ウ) 特別活動

○ 児童生徒の主体的な取組の充実

学級活動をはじめ、学校行事、児童生徒会活動、クラブ活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、児童生徒がこれまで以上に主体的に取り組む場を設定する。児童生徒が自ら企画して意欲的に取り組む過程において、他との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができる。こうした体験を通じて、他の価値を認める集団の規範が生まれてくる。また、児童生徒のいじめ問題の防止・解決に向けた主体的な取組を、十分に支援していくことが大切になる。

○ 集団活動や体験活動の推進

他者を大切にするなどの思いやりの心を涵養するため、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものにする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を工夫する。その際、学校や地域の実態に即して、計画的に実施していくことが大切である。

○ 地域クラブ活動及び学校部活動におけるよりよい人間関係づくり

光市が推進する地域クラブ活動は、学校・家庭・地域が連携し、多様な人々との交流を通じて健全な人間関係を育む貴重な機会となる。しかし、特に中学校期は自我意識が強くなる発達段階であり、異年齢間や異なる背景をもつ人々との関わりの中で、悩みや不安を抱えることも考慮する必要がある。

このような機会を通じて、地域クラブ活動の指導者や関係者が連携・協働して運営を行い、豊かな心や健やかな体を育むと同時に、良好な人間関係づくりを促進する指導の工夫が求められる。

(エ) 情報モラル教育

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、児童生徒のみならず家庭や地域を含めた、情報モラルを身に付けさせるための教育や取組の充実を図る。

(オ) 自殺予防教育

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、児童生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、児童生徒が自ら命の危機を乗り越える力、児童生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける自殺予防教育について、今後、国の動向を踏まえながら、導入を検討する。

(カ) 教育相談

○ 教育相談を生かした「温かい学級」づくり

いじめに限らず、児童生徒がさまざまな悩みを気軽に相談するためには、温かい人間関係を構築することが大切である。そこで、平素から、全教職員が教育相談の

重要性を認識するとともに、一人ひとりが教育相談の考え方・視点を生かした学級経営に努める。その際、支持的・受容的な温かい学級の風土をつくり、学級内のよりよい人間関係を築くことを目標の一つにして取り組むことが大切である。

学級内に、児童生徒一人ひとりの心の居場所があり、学級の全員から受け入れられているという気持ちをもてることが、児童生徒の健全な人格形成を図るうえで大切になる。

また、教育相談を改まった特別なものというように形式的に捉えず、日常的な雑談等を大切にするとともに、心のふれあいを重視する。

○ 教育相談における教職員の姿勢

① 相手の話の内容を十分にわかるまでよく聴く

途中で話の腰を折らないで、最後までしっかりと傾聴する。話を十分に聴いてもらえただけでも、不安が軽減する。話の内容を教職員が真剣に受け止めていく姿勢から信頼感も生まれる。

② 相手を勇気づける肯定的な対応を心掛ける

児童生徒が相談してよかったと感じるように、誠実で、前向きな対応を心掛ける。

③ 支持的・受容的な、温かい対応

教育相談に携わる者は、来談者を精神的に支え、感情をあるがままに受け容れるような努力が必要である。温かい人間関係の中にあって、はじめて、児童生徒は自分のあるがままの気持ちと向かい合うことができる。

④ 成長へ向かう潜在力

人間には誰であっても、成長へと向かう基本的な姿勢がある。悩みの中にあっても、将来へのよりよい自分に向かって成長を続けている。相手に寄り添い、支援する姿勢を常に持つように心掛ける。

○ 定期的な教育相談の実施

「児童生徒は、何かの悩みがあれば自発的に相談に来る。相談に来ないのは悩みや問題がないから」と教職員自身が楽観していることはないか。児童生徒は、悩みがあっても教職員に相談したいと思っても、学校内に気軽に相談できる雰囲気がないと、相談しづらい。定期的に教育相談を行っていれば、必要なときにいつでも希望する教職員と気軽に相談できるという望ましい雰囲気も形成されやすい。教育相談日や教育相談のための期間を教育計画の中に積極的に位置づけていくことが重要である。

◇ 学級づくり

学級づくりの基盤は「児童生徒理解」にある。教師が児童生徒を理解していくためには、観察や情報収集等が欠かせない。具体的には、次のような取組が考えられる。

- ・ 児童生徒の言動の観察（人間関係や内面変容の把握）
- ・ 個人ノート、班ノートの活用（レポート形成、内面理解）
- ・ 健康観察、保健室情報の収集（心身の状況把握、情報の拡大）
- ・ 学級通信の発行（家庭からの情報収集）

教師が学級成員を理解することと同様に重要なことは、児童生徒がお互いを理解し合うことである。多様な発言を受け入れ、同時に前向きな批判ができる人間関係の育成こそが、いじめを許さない学級づくりの基盤である。児童生徒の相互理解を進めるためには、次のような実践を試みたい。

- ・ 他己紹介、グループ紹介（レポート形成、自他の人格の容認）
- ・ 天使のささやきゲーム（人格の積極的なプラス容認）
- ・ 班ノート活動（自己表現、意見交換、プラスの相互批正）
- ・ 学級スピーチ、話し合い活動（自己表現、他者表現）

【天使のささやきゲーム】

4～5人のグループをつくり、一人ひとりのよいところだけを積極的に話す。最後に、全員で感想や自分に関する新しい発見を語り合う。教師がグループに入ってもよい。

また、学級内でいじめをなくし、よりよい「雰囲気」をつくる一つの方法は、教師と児童生徒が合意のうえで、いじめについて、簡単で、できるだけ具体的なルールづくりをすることである。それは、児童生徒が真剣に取り組み、自分たちの手でつくりあげたルールには、自らがそのルールを守ることに強い責任感をもつようになる。

例えば、以下のようなルールを学級の実情に応じてつくり、いじめに関する児童生徒の意識や態度を変容させたい。

【学級ルール】

- 私たちは他の人をいじめません
- 私たちはいじめられる人を助けます
- 私たちはひとりぼっちになりやすい人を仲間に入れるようにします

◇ 充実感のある授業づくり

授業においては、魅力ある充実した授業づくりに努め、一人ひとりの児童生徒の存在感が保障されることが大切である。授業場面において、児童生徒を意識して見つめ、同時に生かしていく方法を次にまとめる。

○ 児童生徒への対応

まず、正しい呼名に心掛けること。これは基本であり、教師としての人権感覚を問われる部分でもある。教師が名前を呼び捨てにする学級では、児童生徒の中に同様の冷たい雰囲気が醸成されることが多い。また、児童生徒の発言に対しては、積極的な容認、うなずきを大切にしたい。発言の是非を問うことよりも、発言した事実を積極的に認める教師の姿勢は、児童生徒の安心感を高め、自信を深めさせる。

うなずきは、アイコンタクトと同様に、言葉を媒介としない教師と児童生徒との重要なコミュニケーション技法である。ここに、一人ひとりの存在が明確に保障されていく。

○ 場づくり

教師とのコミュニケーションの機会を広げ、児童生徒の相互作用を高めるためには机の配置を工夫することも一つの方法である。時には、着座の位置を児童生徒に選択させるのもよい。だれもが心理的に安定する位置を無意識に選択するように、児童生徒も同様の選択をしていく。選択する位置から個々の心理的な特性を把握できるので、発問内容や学習到達目標をより細かくプランニングして、一人ひとりに対応していくことも可能である。

○ 自己表現の育成

場づくり、受容を通して確立した内なる存在の基盤を、外的に拡散していくのが表現活動である。発言できる児童生徒を育てる方法には、訓練として短時間スピーチ活動と思考の練り合いとしての討論活動がある。これらに共通して重要なことは、話を「聴く」ことの大切さを徹底して教え込むことである。聴いてもらえるから楽しく話せる、聴いているから論点が明確になる、聴いているから自分自身とともに他者をも大切にしようとする温かい心情が生まれる。

スピーチや討論活動を通して身につけていく事象の本質を探る力は、いじめが人権侵害であり、いかにつまらないものであるかという認識を深化させる。

◇ 児童会・生徒会活動の見直し

いじめ防止の主役は、児童生徒である。

その意味では、児童生徒の活動が中心となる児童会・生徒会活動がいじめ防止に重要な位置を占める。自ら企画し、一人ひとりを大切にしたい運営を進めていく児童会・生徒会をつくるには、教師の指導点を明確にして、具体的な企画運営の場を思い切って児童生徒の前に提示していくことも大切である。

「自ら取り組む活動」を通して得た自信、「人のための取り組む活動」を通して得た感動がいじめ根絶運動のスタートとなる。

◇ 心の居場所づくりとしての保健室

○ 保健室のPR

「保健室は、児童生徒や保護者、教職員等が自由に出入りできる開かれた部屋として位置づけ、明るく楽しい学校づくりの一助とする」ということを、学校経営方針の一つとして取り上げ、学校行事やPTA総会、家庭教育学級、広報紙等あらゆる機会を積極的に活用して、保健室のPRをする。児童生徒や保護者等に提供できることは何かを考え、より積極的なPR活動をすることが大切である。

○ 保健室の雰囲気づくり

来室しやすい保健室になるように雰囲気づくりを工夫し、来室者の精神的安定を図るように心掛けたい。

○ 保健室での対応

始業のチャイムが鳴っても教室に足が向かない児童生徒に対しては、積極的に声をかけて話を聞くとよい。

かかわった内容については、校長・教頭に報告し、指示を受けるとともに、個人のプライバシーには十分配慮しながら、必要に応じて生徒指導主任や学級担任等へ児童生徒の様子を連絡することが大切である。

◇ 光市共通重点実施活動

光市共通重点実施活動 1

児童生徒のいじめ問題の早期発見を可能とするため、週一回のアンケート調査を実施する。

いじめに限らず、学校生活に不安や不満を抱えている児童生徒を的確に把握することで、即座に呼び出し相談を実施することができる。また、不安や不満の解決を図る過程において、いじめに発展する可能性のある事案を早期に発見し、防止・解決へとつなぐことができる。

そして、その結果を管理職に報告するとともに、教職員が情報の共有化を図ることで、学校全体でのいじめ問題の防止・解決に向けた取組につなげていく。

光市共通重点実施活動 2

児童生徒のいじめ問題の防止・解決に向けた主体的な取組として、年度当初の学級活動において、いじめ問題を取り上げ、児童生徒一人ひとりが行動目標を設定し、その目標を公表して実践行動化して取り組む。

具体的な行動目標については、発達段階に応じて、人間関係を円滑にさせるための実践項目（思いやり等）としたり、いじめ問題に直接的に関わる実践項目にしたりするなど、創意工夫する。

中間評価や振り返りの場を設定するとともに、年度末にも振り返りを行うことで次年度へつなげ、継続していく。

（４）早期発見に向けて

ア 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しておかなければ

ればならない。たとえ、ささいな兆候であっても、まずは、いじめではないかという視点から、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するよう努める。

児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報の共有を図る。

指導に困難を抱える学級等では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

イ いじめの認知

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ・ 「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性のあることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識を持つ。
- ・ しばしばいじられている児童生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。
- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。

ウ いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取

り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効になる。

児童生徒とその保護者等が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することなどに努める。教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱わなければならない。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどもある。これらにより集まったいじめに関する情報については学校の教職員全体で共有する。

エ 教育活動におけるいじめの早期発見の手立て

何よりも大切なことは、いじめを受けた児童生徒に対して、全教職員が必ず守り通すという毅然とした姿勢を日頃から示すことである。

単に明るく愉快的な雰囲気だけでなく、児童生徒との信頼関係に基づき、正義感、人権尊重、思いやりの心などを学校全体に行き渡らせように指導の徹底を図る。

(ア) いじめを受けた児童生徒のサイン

- 誰にも相談できない児童生徒が多い実態から、日頃から観察や日記等で内面の変化をとらえる。
- いじめが潜在化、偽装化していることもあることから、日常の対話や遊びなどを通して、児童生徒が発するサインを鋭くキャッチするよう努める。

いじめの早期発見チェックポイント	
登校時から始業時	☐ 朝早く登校したり、遅く登校したりする。 ☐ いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。 ☐ 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 ☐ 元気がなく、顔色がすぐれない。 ☐ 健康観察で、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。 ☐ 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
授業等の時間	☐ 宿題、学用品等の忘れ物が多くなってくる。 ☐ 教科書、ノートなどに落書きされ、汚されている。 ☐ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 ☐ 教室に入れず、保健室や職員室などに来て時間を過ごす。 ☐ 身体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 ☐ うつむきかげんで発言しなくなる。 ☐ 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 ☐ 教師がほめると、まわりの子どもがあざけ笑ったり、しらけたりする。 ☐ グループ（班）学習等で、取り残される。 ☐ 学習意欲がなくなり、成績が低下する。 ☐ 配布したプリントなどが渡っていない。
休み時間	☐ 仲のよかったグループからはずされ、一人ポツンとしている。 ☐ 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 ☐ 遊びの中でいつもいやな役をやらされている。 ☐ 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。 ☐ まわりの友達に異常なほど気遣いをしている。 ☐ 保健室への出入りが多くなり、教室へ戻りたがらない。 ☐ 用事がないのに職員室の近くによく来る。 ☐ 教師にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
昼食時間	☐ 会食する時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 ☐ 給食のメニューによって異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 ☐ よく腹痛や吐き気を訴え、給食を残す。 ☐ 食事を片付けさせられたり、食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされたりする。

	いじめの早期発見チェックポイント
清掃時間	☐ いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 ☐ 一人で掃除や後片付けをしていることが多い。 ☐ 清掃活動をじゃまされる。 ☐ 清掃後、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりする。
下校時	☐ 下校時、いつも友達の手荷物を持たされている。 ☐ 下校時、不安そうな表情が見られる。 ☐ いつまでも教室に残っていたり、一人で急いで下校しようとしたりする。
部活動	☐ 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言いつたりする。 ☐ 練習中や休憩中、一人でボツンとしている。 ☐ 一人で準備や後片付けをさせられている。
その他	☐ 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れやけなどが目られ、隠そうとする。 ☐ 日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現が見られる。 ☐ 使い走りやさせられるなど、他人の言いなりになっている。 ☐ ふざけた雰囲気の中で、係、委員、役などに選ばれる。

(イ) ふれあいの時間を増やす工夫

- 1日の時程表を見直すなどして、ふれあいの時間を確保する。
- 昼食指導は担任だけでなく副担任等とも連携して行い、会食もする。

オ 校内研修におけるいじめの早期発見の手立て

いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を確立し、組織的・計画的な研修を行う。

カ 教育相談におけるいじめの早期発見の手立て

(ア) 継続観察・継続指導

- 平素から、児童生徒がどんな些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛ける。
- 定期的なアンケートなどによる実態調査や個別の教育相談を実施する。
誰にも相談することができない児童生徒が多い実態を踏まえて、毎週1回の定期的なアンケート調査を実施する。

(イ) 信頼感に基づいた活動

- 相談室を設置するなどして、児童生徒の「心の居場所づくり」に努める。
- 悩みの解消の仕方について、児童生徒の発達段階に応じた指導を検討し、まとめておく。
- 児童生徒に信頼感・安定感を抱かせるために、どのような些細な悩みでも相談に応じるなど、親身な対応を行う。

(5) 早期対応に向けて

ア 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導に努めることが大切である。

教職員全員の共通理解のもとで、保護者の協力を得て、関係機関等と連携し、対応に当たる。

イ いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせて、指導する。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。例え、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することが大切になる。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を提供し、共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、関係児童生徒の保護者に連絡する。

いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、そのいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察と相談して対処する。

特に、児童生徒の生命や身体等に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに適切な支援を求める。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

※「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義19を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ウ いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援

児童生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意し、以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童生徒の見守りを行うなど、児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友達や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ることが大切である。状況に応じて、心理や福祉等の専門家など、外部専門家の協力を得ることも考えられる。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

エ いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への支援・助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など、外部専門家の協力も得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講ずる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や

納得を得たうえで、家庭と連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者との良好な関係を構築し、協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援・助言に努める。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、その児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然と対応する。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

オ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという姿勢を行き渡らせるようにすることが大切になる。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、両者を含む児童生徒の関係の修復を経て、双方の当事者や周囲の全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものである。すべての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを新たに進めていくことが重要である。

カ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講ずる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置にあたり、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、児童生徒の生命や身体等に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。

早期発見の観点から、教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理

解を求めていく。

ネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得ることから、ネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

早期対応の重要性を十分に認識し、教育委員会と連携し、警察署、法務局、やまぐち総合教育支援センター等の協力を得て、専門機関等と協働で取り組む。

キ いじめの早期対応に係る指導のあり方

(ア) いじめを受けた児童生徒への対応

- ・ 児童生徒の心の痛み、誰にも言えずに悲しい、苦しい気持ちを共感的に理解する。
- ・ 学校生活のさまざまな場面で、本人を支え励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって自信を回復させ、精神を安定させるよう努める。
- ・ 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませるので、このような言動は避ける。

(イ) いじめを行っている児童生徒への指導

- ・ いじめは集団で行われることが多く、そのため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの児童生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、反省させる。
- ・ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分に耳を傾け、心情をくみとる。

(ウ) 周りの児童生徒（観衆・傍観者）への指導

- ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なポイントになる。
- ・ このような心理状態の児童生徒への指導は、いじめを受けた児童生徒がどんなにつらく、悲しい思いをしているかを感じとらせる。
- ・ いじめを面白がってはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、学級内において、いじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
- ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に言って来るように働き掛けていく。このような中で、いじめを通報して来た児童生徒がいれば、その勇気と態度を称賛し、その後、その児童生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。

(エ) いじめのアフターケア

「いじめがないように注意したから」、「お互いに仲直りさせたから」、「保護者に来校を求めて指導したから」などにより指導が終了と思い込むことは、いじめの指導においては問題である。一旦いじめが解決したように見えても、さらに偽装化、陰湿化していじめが継続している場合がある。いじめの指導の事後指導は、注意深く、継続

的にいじめられた側、いじめた側に関わっていく教育相談的対応が重要になる。

ク いじめの早期対応に係る教育相談のあり方

(ア) いじめを受けた児童生徒に対する教育相談

児童生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。それにより、精神的に安定させて自信をもたせるようにする。

〈手順〉

- ① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
- ② 事実関係を把握する。
 - ・ 事実を話さないことがあるので、形式的、表面的にならないで、共感的に根気強く聞き出す努力をする。
 - ・ 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
 - ・ 場合によっては、児童生徒に自分から話しやすい教職員を選ばせる。
- ③ いじめに対して、教職員も一緒に取り組むという気持ちを伝える。
- ④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
 - ・ その児童生徒のもっている優れた能力や個性を自身に認識させ、それを学校生活の中でさらに伸ばしていくように励ます。
 - ・ 学級の中で、活動の機会と場を準備する。
 - ・ この段階で指示的な対応や否定・批判的な言葉かけは避ける。
- ⑤ その児童生徒が望むなら、いじめを行った児童生徒と話し合う場をもち、教職員もその話し合いの一員として必ず立ち会う。
- ⑥ 教育相談を継続する。

(イ) いじめを行った児童生徒に対する教育相談

いじめを行った児童生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」という強い認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

しかし、このような児童生徒は、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを弱いものに向けて「いじめ」という形で発散させていることも少なくない。したがって、一方的に叱責するのではなく、児童生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因になった心理的な問題に焦点を当てた指導が必要である。

〈手順〉

- ① 事実関係を把握する。
 - ・ いじめの事実、経緯、心情などを正確に聞く。
 - ・ 納得できないことは問いただす。

※ いじめに加わっていた児童生徒が複数のときにも、一対一で対応する。
- ② いじめの行為の重大性に気づかせる。
 - ・ いじめを行った児童生徒は、いじめを受けた児童生徒の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。そこで、相手に与えた苦しみや痛みがいかに大きいかを認識させる。

- ③ 行為に対する責任をとらせる。
 - ・ 発達段階に応じて、保護者とともに謝罪するなど、自分で責任ある行動をとるように指導する。
- ④ いじめの理由を聞き、自立を支援する。
 - ・ 児童生徒との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、それを自分でどのように解決するか、さらに今後どのような心構えで生活していくのかなど、具体的に考えさせる。
 - ・ 教職員の威圧的な指導だけでは、表面的には解決したように見えても、いじめが潜在化し、再発する場合がある。
- ⑤ 正しい人間関係のあり方について指導する。
- ⑥ 教育相談を継続する。

ケ いじめの早期対応に係る保護者との連携

(ア) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定して保護者の訴えを十分に聞き入れる。そして、教職員と保護者が児童生徒のために一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめを受けている児童生徒の保護者の苦渋に満ちた心情を理解した対応が大切になる。
- ・ いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、保護者に対し、より正確な事実確認に基づいた説明をする。
- ・ いじめは人権尊重の精神から、絶対に許されない行為であるという立場でいじめを受けた児童生徒の人権を守り、被害児童生徒に対して、毅然たる姿勢で臨むことを明確にする。
- ・ 学校が全力で対応していることを伝え、保護者の不満や怒りを解消し、いじめ問題解決に対する学校の指導のあり方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、個人情報漏洩しないよう、しっかりと情報管理する。
- ・ いじめを受けた児童生徒がいじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合には、家庭のさまざまな状況に、特に配慮する。
- ・ 保護者によっては事態を軽視したり、かえってわが子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように十分に説明することを心掛ける。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層信頼関係をつくり、親密な連携を保つ。
- ・ 必要に応じて、相談機関等の専門機関と連携する。

(イ) いじめを行った児童生徒の保護者への対応

- ・ 時間をかけても正確な事実関係を確認することを心掛け、憶測は避ける。
- ・ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、児童生徒の成長、人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。
- ・ 問題とは直接関係ない日常の様子にまで話を広げることがないよう留意する。
- ・ 被害児童生徒とその保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導のあり方など、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。

- ・ 加害児童生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく加害の立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者とともに考える。
- ・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、保護者自ら児童生徒のよりよい成長のために心を開いて問題解決にあたることができるように接する。

(ウ) いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ 保護者会は、事前に準備を十分に行ったうえで開催する。
- ・ いじめをおもしろがって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、加害者と同じ立場であることへの理解を得る。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心から謝罪する。
- ・ 解決のために、学校で取り組むこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらせず、保護者のさまざまな意見に耳を傾ける。
- ・ プライバシーの保護には十分に留意する。

(6) いじめの解消に向けて

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(7) 家庭や地域との連携・協働

学校だけでいじめ問題を解決することに固執することなく、家庭や地域との密接な連携のもとに、協働して解決を図る。また、PTAや地域の関係団体等とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行い、さらに、学校を家庭や地域に開かれたものにしていくことが必要である。

そして、家庭や地域等から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、誠意のある対応に努める。

ア 目的

いじめ問題の未然防止と早期発見・対応に向け、家庭や地域等と一体になった取組を進める。

イ 家庭との連携

(ア) 意識の向上

「学校と家庭でいじめに対する認識のずれが見られる」というアンケート結果があることから、日頃から、学校の取組を機会あるごとに家庭にアピールし、いじめに対する認識を深めながら、協働して取り組むことが必要である。

- ・ 大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

(イ) 信頼関係づくり

- ・ 保護者の不安や苦しみに心から耳を傾ける。
- ・ 保護者の子どもへの思いを共感的に理解する。
- ・ 保護者の願いに対し、誠意をもって聞く。
- ・ 保護者とともに児童生徒を見守りながら歩む姿勢を示す。
- ・ 保護者は子どもを守り、子どもを変えうる主体者であるという認識に立つ。

いじめは保護者からの訴えから認知するケースがあることや、把握したいじめを解決していくためにも、心の痛みを共有しながら、保護者との連携や信頼関係の醸成に努めていくことが重要である。

ウ 地域との連携

日頃から地域に児童生徒の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるための啓発に努める。児童生徒に人の痛みがわかる心、正義を愛する心などの思いやりの心を育むための環境づくりは、地域の協力が不可欠である。

(ア) 地域の環境づくり

PTAや地域の関係団体とともにいじめについて協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向け、地域ぐるみで取り組む。その際には、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくこと、また、地

- 域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関等との連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークづくりに取り組むことなどが重要である。
- (イ) 子どもの活動への支援
子ども会など、既存の地域活動へ協力できるような配慮が必要である。

エ 交流の場づくり

- 開かれた学校づくりに一層努め、いじめの重大性を啓発するとともに、学校生活の状況や児童生徒同士の人間関係に関する課題など、機会をとらえて地域に情報を提供する。
- ・ 学校だより、学年・学級通信、PTAだより等
 - ・ 学級・学年懇談会、PTA総会、学校運営協議会、公民館運営会議等
 - ・ 地域の民生児童委員、主任児童委員、少年相談員、青少年補導委員等との交流

オ 啓発活動の推進

- (ア) 相談窓口の周知徹底
広報カードやチラシを作成配付し、いつでも悩みを相談できる学校体制を確立し、相談窓口の周知を図る。
- (イ) 情報モラルの啓発
携帯インターネット問題講習会を開催し、携帯インターネット問題についての啓発活動を進める。
- (ウ) 広報紙やリーフレットによる情報提供
学校だよりやリーフレット等を通して、地域と協働していじめの問題の未然防止と早期発見・対応に努める。
- (エ) 地域との連携・協働体制の構築
社会全体で子どもを見守り育む意識の醸成に向け、地域と連携した支援活動の開発を図る。

カ 地域との連携に係る留意事項

- (ア) 学校と地域が教育課題を共有し、各種の協議に可能な限りPTAや地域の関係団体等の代表者などの参加を得て課題解決にあたるなど、地域に開かれた学校づくりに努める。
- (イ) 地域の健全育成団体やコンビニ等との連携・協議の場も設け、地域ぐるみの取組に向けた意識の醸成を図る。
- (ウ) 子育てネットワークの構築を活用するなど、家庭の教育機能の充実にに向けた支援活動に協力する。
- (エ) いじめに関する連絡・情報があった場合は、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を連絡する。その際、情報源についての秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取扱いを依頼する。

(8) 関係機関との連携・協働

いじめの未然防止と早期解決に向け、教育相談機関等の関係機関（教育委員会、教育研修所、児童相談所、主任児童委員、人権擁護委員等）との積極的な連携協力を図る。

特に深刻、重大な事案については、あくまでも学校の主体性を維持しながら、警察と連携して対応することも必要である。

ア 目的

内容に応じて、関係機関と連携を図り、未然防止と迅速な早期発見・対応を図る。

イ 具体的な取組

(ア) 警察との連携

- ・ 生徒指導担当者と少年安全サポーターとの連携
学校の状況に応じた警察OBの効果的な活用を工夫する。
- ・ 学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携
いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。
- ・ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有
定期的に会議を開催し、児童生徒の状況と対策について協議する。

(イ) 福祉部局、児童相談所等との連携

- ・ サポート会議等の開催
児童生徒の状況や対策等について協議しながら、関係機関と連携した支援の充実を図る。

(ウ) いじめ防止活動に関する連携

P T A連合会、青少年健全育成推進会議、子ども会育成連絡協議会、スポーツ少年団等に対し、いじめ防止活動へ理解と協力を要請する。

ウ 今後の連携強化

(ア) 警察との連携

- ・ いじめを想定した会議の開催や緊急時の対応の強化
いじめや暴力行為等に関して、関係機関等との円滑な連携や速やかな対応のあり方を検討する。
- ・ 情報モラル講習会の実施
児童生徒の携帯・インターネット問題に関する講習会への協力を得る。

(イ) 福祉部局、児童相談所等との連携

関係機関と連携する際の手順等を確立し、定期的な情報交換を行い、情報の共有を図る。

(ウ) 法務局との連携

- ・ 人権擁護委員と連携した啓発活動
いじめに関する相談窓口の周知、啓発を図る。

4 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。

（1）重大事態の判断と報告

重大事態とは、以下の場合をいう。

- | | |
|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none">・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき | (法第28条) |
|--|---------|

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ➤ 児童生徒が自殺を企図した場合 | ➤ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ➤ 金品等に重大な被害を被った場合 | ➤ 精神性の疾患を発症した場合 |

※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会と学校の判断で重大事態と認識する。

※ 学校は、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童生徒や保護者等から情報を収集し、事実関係を整理したうえで、いじめ防止等の対策のための組織で協議し、重大事態であるか否かを判断する。判断に当たっては、教育委員会と十分な協議を行う。

学校は、当該事案が重大事態であると判断したときには、速やかに教育委員会に報告する。

報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

（2）重大事態の調査

ア 調査主体の決定

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合があり、当該事案の従前の経緯や特性、いじめを受けた児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえ判断する。学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

イ 調査の趣旨

調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児

児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（教育委員会及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。

ウ 調査の組織

学校が調査主体である場合は、各校に設置されている「いじめ対策委員会」を中核として、関係機関や専門家の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。教育委員会が調査主体の場合は、「光市いじめ問題調査委員会」により、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

エ 調査結果の報告と提供

いじめを受けた児童生徒とその保護者に対して、教育委員会又は学校は、調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

併せて、いじめを行った児童生徒とその保護者に対しても説明を行う必要がある。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

調査結果について、教育委員会は市長へ速やかに報告を行う。

調査結果の説明等を踏まえて、児童生徒とその保護者から所見書が提出された場合には、調査結果に併せて市長へ報告する。

オ その他

- 教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童生徒の出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒とその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- 教育委員会と学校は、いじめの全容解明を基本姿勢として、迅速、的確かつ組織的な対応を図る。

いじめを受けた児童生徒への対応

いじめ防止等の対策のための組織が中核となり、学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けたさまざまな取組を進めていく中で、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該児童生徒を守り通す。

具体的には以下のような方策が考えられる。

- 緊急避難としての欠席
- 学級替え 等

いじめを行った児童生徒への対応

いじめを受けた児童生徒を守るため、必要があれば、次のような毅然とした厳しい対応が必要であり、その際には、保護者の理解を十分に得て、教育的配慮のもとに適切に対応する。

- 個別指導
- 懲戒等の実施 等

なお、こうした措置を講ずることについては、保護者の理解と協力を得たうえで、

教育委員会と協議して、対応していくことが大切である。また、適切に関係機関との連携を図る必要がある。その際、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、警察や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

(3) 再調査

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに、第三者組織を設置し、重大事態調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができるものである。

該組織は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者等の専門的な知識と経験を有する者であって、当該のいじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、調査の公平性・中立性を図る。

再調査の進捗状況や結果等については、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対して適切に情報を提供する。

市長と教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限と責任において、学校の当該調査に係る重大事態への対応と、当該重大事態と同種の事態の再発防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合は、市長は個人のプライバシーや人権に対して必要な配慮をしたうえで、調査結果を市議会に報告する。

(4) 留意すべき事項

専門家等による調査を実施する際には、学校は、教育委員会等に積極的に資料提供するとともに、質問紙調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施要請に協力し、たとえ、調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合うことが重要である。

また、質問紙調査を実施するにあたっては、いじめを受けた児童生徒とその保護者に結果の提供をする場合があることを踏まえ、調査対象の児童生徒と保護者にあらかじめ説明するなどの措置が必要である。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめを受けた児童生徒はもとより、関係のあった児童生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、一日も早く安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に最善の努力を講じなければならない。

重大事態発生時の調査等のフロー

重大事態発生

学 校

発生報告

光市教育委員会

発生報告

市長

光市いじめ問題調査委員会

・学識経験者・弁護士・医師
・法務局・警察 等

公平性・中立性の確保、プライバシーや人権への配慮

調査結果の報告

光市教育委員会

調査結果の報告

市長

いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等を適切に提供する。

市長が必要と認める場合

第三者組織による再調査の実施
(市長部局に設置)

再調査結果の報告

市議会

いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、再調査により明らかになった事実関係等を適切に提供する。

5 その他の重要事項

市は、国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、「光市いじめ問題対策協議会」が見直しの必要があると認めるときは、「光市いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものに改定する。

学校は、国や県、市の基本方針の見直し状況や、「光市いじめ問題対策協議会」が示す提言等を受け、学校の基本方針を評価・検証・改善しながら、積極的にいじめ対策に資する取組を行うよう努める。